

さーくるJヨックス 入会届

氏名		生年月日	年 月 日	性別 男・女
ハンドルネーム				
住所	〒			
電話番号		携帯番号		
e-mail				
緊急連絡先				
HP掲載の可否	顔写真および車両写真可	顔写真可	車両写真可	不可

個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報のデータは、さーくるJヨックス事務局にて保管します。

収集した個人情報は、法律・条例に基づいて情報を提供しなければならないものを除き、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うこととし、その範囲を逸脱しての取り扱いはいたしません。

誓約書

さーくるJヨックス代表者殿

1. 私は、貴サークル会員規定を十分に熟読、理解した上、四輪駆動車の危険性を承知の上で走行します。
2. 走行中は安全確保を自ら行い、技量を越えた無理な行為は一切しません。
3. 走行中に発生した事故やケガ、車両の破損については自己責任において解決し、管理者ならびに他の走行車を非難したり、責任追及したり、損害賠償を請求したり、訴訟を起こしたりしません。

上記の内容を理解したことを、署名、捺印にて誓約いたします。

年 月 日

署名

印

保護者署名

印

20歳未満の場合、保護者の署名捺印を必要とする。

さーくるJヨックス 会員規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、さーくるJヨックス(以下「本サークル」と称する。)という。

(事務局)

第2条 本サークルの事務局は、代表者の住所に置く。

(目的)

第3条 本サークルは、ジムニーを中心とする四輪駆動車を通じて、その魅力を追求しながら会員相互の親睦を深め、これらの活動を広く紹介することを目的とする。

(活動)

第4条 本サークルは、第3条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- サークルの目的に合致したイベントの企画、開催、参加
- 会員相互の情報交換及び、ホームページの維持・活用
- 四輪駆動車の安全運転の技術演習会
- 車両の整備に関する情報交換、および技術練磨
- 環境保護運動
- 走行エリアの確保
- 災害時における支援ボランティア活動
- その他、目的に沿った活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本サークルの会員は、主な活動拠点を金沢市近郊に置き、ジムニーを中心とする四輪駆動車を所持する、本サークルの趣旨に賛同できる良識ある男女を以って構成する。

- 2 未成年者が入会にする場合に於いては、保護者の同意を必要とする。

(会費)

第6条 会員は、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、会計年度の途中においては如何なる理由があろうと、返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。

- 本人により退会の申出があり、代表者がこれを承認した場合。
- 除名されたとき。

第3章 組織

(組織)

第8条 本サークルは、総務、会計、広報の3つの委員会を置く。

2 本サークルは、役員会の決議により、新たな委員会を設置することができる。

第4章 役員

(役員の種類及び員数)

第9条 本サークルに次の役員を置く。

代表者1名

代表者補佐1名

(代表者及び代表者補佐の選任)

第10条 代表者は、会員の中から総会の決議により選任する。

2 代表者は、代表者補佐を任命することができる。

(代表者及び代表者補佐の職務権限)

第11条 代表者は、本サークルを統括し、本サークルを代表する。

2 代表者補佐は、代表者を補佐して常務を処理する。代表者に事故があるときは代表者補佐がその職務を代行する。

(資格喪失による退任)

第12条 代表者又は代表者補佐が会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

(役員解任)

第13条 役員解任については、第7条の規定を準用する。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 会議は、会員総会及び役員会の2種類とする。

(会員総会)

第15条 会員総会は本サークルの最高議決機関であり、これを通常総会及び臨時総会に分ける。

2 通常総会は毎年3月に開催し、次の事項を付議するものとする。

事業計画

予算

事業報告

決算報告

役員選任

会則・細則等の制定及び改廃

その他本会の重要事項

- 3 臨時総会は随時必要が生じたときに、これを開催する。

(会員総会の招集、成立、議決、議長)

第 16 条 会員総会は、少なくとも期日の一週間前に会議に付議すべき事項を示して、代表者がこれを召集する。

- 2 会員総会は、会員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。
- 3 会員総会の議長は、代表者を以ってこれに充てる。
- 4 会員総会の議事は、出席会員の過半数を以ってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会員総会の欠席者)

第 17 条 やむを得ない理由のため会員総会に出席できない会員は、予め所定の様式により他の会員に議決を委任しなければならない。

- 2 前項の場合、欠席した会員は会員総会に出席したものと看做す。

(書面による表決)

第 18 条 代表者は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め会員総会に代えることができる。

(役員会)

第 19 条 役員会は、代表者、代表者補佐、委員会代表によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を付議する。

事業計画案

予算案

決算報告

規約・細則等の制定及び改廃案

その他本サークルの重要事項

(役員会の招集、成立、議決、議長)

第 20 条 役員会は、少なくとも期日の一週間前に会議に付議すべき事項を示して、代表者がこれを召集する。

- 2 役員会は、役員過半数の出席がなければこれを開会することができない。
- 3 役員会の議長は、代表者を以ってこれに充てる。
- 4 役員会の議事は、出席役員過半数を以ってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第6章 財政

(財務の構成)

第 21 条 本サークルの歳入は、次の通りとする。

会費

繰越金

寄付金

その他

第 22 条 本サークルの歳出は、次の通りとする。

総務費

その他

(会計年度)

第 23 条 本サークルの会計年度は、通常総会の翌日から翌年の通常総会終結までとする。

第7章 賞罰

(賞罰の対象、警告)

第 24 条 本サークルは、会員に対して次の賞罰をあたえることができる。

本サークル会員として名誉ある活動をした者は、これを表彰する。

本サークル会員としての名誉を毀損する行為をした者は、これを除名する。

本サークル会員としての義務に違反する者には、代表者による警告を発し、その後除名することができる。

第8章 危機管理

(自己責任)

第 25 条 本サークルの活動中において発生した会員の事故等による疾病、怪我、および車両の破損については、理由の如何に関わらず、その総てを自己責任とし、応急措置等は行なうが、その後一切の責任を問わないこととする。

2 ただし、本サークルが主催したイベント中に発生した事故等に関しては、その際に加入した傷害保険の範囲で対応するものとする。

3 事故現場に遭遇した本サークル会員は、すみやかに救助、救援する。

(法の遵守)

第 26 条 本サークル会員は、良識あるドライバーとして、法律の遵守は当然ながら、最低限のマナー、モラルについての問題意識を常に提議し、安全を総てにおいて最優先させ、未然の事故防止に努める。

第9章 会則の改正

(会則の改正)

第 27 条 本会則の改正は、会員総会に於いて、出席通常会員の過半数の同意を必要とする。

第10章 附則

(施行細則)

第 28 条 本会則の施行に必要な規則は、役員会の決議により、代表者がこれを定める。

さーくるJヨソクス 委員会規則

第1章 総則

(総則)

第1条 この細則は、さーくるJヨソクス会則第28条の規定により、委員会の業務に関することを定めるものとする。

第2章 委員会の種類、権限

(常設委員会、非常設委員会)

第2条 本サークルは、会則第8条第2項の規定により、総務、会計、広報の委員会を常設する。

2 本サークルは、これら以外の委員会を設置することができる。

(委員会の権限)

第3条 委員会は、その業務に関し、必要に応じて責任者を任命することができる。

第3章 委員会の業務

(総務委員会の業務)

第4条 総務委員会は、次の業務を処理する。

本サークルの入退会に関すること。

役員の任免手続に関すること。

会員総会及び役員会に関すること。

その他、他の委員会に属さないこと。

(会計委員会の業務)

第5条 会計委員会は、次の業務を処理する。

予算及び決算に関すること。

収入及び支出に関すること。

会費徴収に関すること。

(広報委員会の業務)

第6条 広報委員会は、次の業務を処理する。

ホームページの維持管理に関すること。

会報の作成・発行に関すること。

第4章 改正

(本規則の改正)

第8条 本規則の改正は、会則第27条に準ずるものとする。

さーくるJヨックス 賞罰規則

第1章 総則

(総則)

第1条 この細則は、さーくるJヨックス会則第28条の規定により、賞罰に関することを定めるものである。

第2章 表彰

(表彰)

第2条 本サークルでは、名誉ある行動をしたものに表彰をするものとする。

第3章 罰

(罰の種類)

第3条 本サークルの罰は、除名、警告、奉仕活動とする。

(懲罰の対象)

第4条 懲罰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

素行不良で改善の見込みがない者。

本サークルの秩序を乱し、もしくは本サークルの名誉を著しく棄損した者。

第3章 懲罰手続

(懲罰手続の端緒)

第5条 代表者は、会員が懲罰の検討の必要があると判断される行為を犯した場合、この問題が発覚してから30日以内に役員会を召集しなければならない。

2 本サークル会員は、本サークル会員が懲罰の検討の必要があると判断される行為を犯したことを知った場合、遅滞なく、速やかに代表者に報告しなければならない。

(調査)

第6条 役員会は、懲罰の対象となる行為について、事実関係を調査する権限を有する。

2 本サークル会員は、役員会が前項の調査権を行使した場合、その調査に協力しなければならない。

3 懲罰手続の対象となった会員は、役員会に出席し、釈明することができる。

第4章 懲罰の決定、執行

(懲罰の決定)

第7条 懲罰は、役員会において決定する。

2 代表者は、前項の決定があった場合には、その事実を会員に報告しなければならない。

(懲罰の執行)

第8条 懲罰は、代表者がこれを執行する。

第5章 本規則の改正

(改正)

第9条 本規則の改正は、さーくるJヨソクス会則第27条に準ずるものとする。